令和4年6月16日 (木曜日)

令和4年 第3回幌延町議会(定例会)

会議録 第1日目

議事日程

事	日 程	
		(町民憲章朗誦)
		開会宣告及び開議宣告
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6	報告第1号	令和3年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
7	報告第2号	有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について
8	報告第3号	株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について
9	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
1 0	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
1 1	議案第1号	幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
1 2	議案第2号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
1 3	議案第3号	幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資
		産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
1 4	議案第4号	幌延町空家等対策協議会設置条例の制定について
1 5	議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
1 6	議案第6号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
1 7	議案第7号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
1 8	議案第8号	令和4年度幌延町一般会計補正予算(第1号)
1 9	議案第9号	令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
2 0	議案第 10 号	令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
2 1	議案第 11 号	令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
2 2	意見案第1号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める
		意見書の提出について
2 3	発議第1号	懸案事項促進要望のための議員派遣について
2 4	発議第2号	閉会中の継続調査について
		(閉会宣言)

本日の会議の順序

日	程 第	1	会議	録署	名議	員の打	旨名	11	1 1	議	案	第	1	号
	"	2	会	期	の	決	定	11	1 2	議	案	第	2	号
	"	3	諸	般	の	報	告	11	1 3	議	案	第	3	号
	"	4	行	政		報	告	11	1 4	議	案	第	4	号
	"	5	_	般		質	問	11	1 5	議	案	第	5	号
			休	憩		宣	告	11	1 6	議	案	第	6	号
			開	議		宣	告	11	1 7	議	案	第	7	号
	"	6	報	告	第	1	号	11	1 8	議	案	第	8	号
	"	7	報	告	第	2	号	11	1 9	議	案	第	9	号
	"	8	報	告	第	3	号	11	2 0	議	案	第	1 0	号
			休	憩		宣	告	11	2 1	議	案	第	1 1	号
			開	議		宣	告	11	2 2	意	見	案 第	第 1	号
	"	9	諮	問	第	1	号	11	2 3	発	議	第	1	号
	"	1 0	諮	問	第	2	号	11	2 4	発	議	第	2	号
										閉	会	<u>></u>	宣	告

出席議員(7名)	議長 8番 高橋秀二	さ
	1番 高橋秀目	明
	2番 佐藤忠	志
	3番 斎賀弘	孝
	4番植村	敦
	5番 無量谷	隆
	7番 西澤裕	之
山安岩田县	mr	<i>!</i> →
出席説明員		仁
		博 "
	代表監查委員 成田義	弘
	副町長岩川実材	尌
	国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩 川 実 楼	尌)
	W 75 PL 21 21 21 E	
		之
		勝
		紀
		<u> </u>
		継
	建設管理課長島田幸	司
	教育次長伊藤一!	男
	総務グループ主幹 伊藤	崇
		貴
		治
	総務学校グループ主幹 田村浩寺	希
	社会教育グループ主幹 戸川誠	<u>-</u>
	総務グループ総務係長 森 本	譲
	農業委員会事務局長 (山 本 基 新	継)

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

 議会事務局出席者
 事 務 局 長 早 坂 敦

 主 任 横 山 薫

議長高橋秀之君

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回幌延町議会定例会を開会します。 ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき議長において1番、高橋 秀明 君、2番、佐藤 忠志 君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月16日から20日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月16日から20日までの5日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

はじめに一般行政についての報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況についてご報告いたします。

まず、ヤマト運輸株式会社の事務所移転についてであります。

昨年度、ヤマト運輸株式会社から幌延町での新規事業所開設検討にあたり事業用地に関する情報提供の依頼を受け、本件は新規事業所開設による雇用を含めた地域経済の活性化に加え生活利便性の向上、また本町の立地条件を有効活用した物流事業所の機能拡充等、様々な波及効果が期待できることから、町内の未利用地及び本町の企業向け支援制度等について適宜情報提供し事業所開設を決断いただけるよう働きかけを進めておりました。

その後、今年の4月に既存の天塩町及び豊富町の事業所を10月末で閉鎖のうえ、翌月の11月に従業員30名規模の事業所を幌延町元町に開設することを決定した旨、連絡を受けたところです。

また新たに事業所を開設するにあたり、防災・安心安全な地域づくり・観光・物流活性化

等、様々な分野において協働による地域の活性化等を目的とした包括連携協定の締結について 打診がありましたので、事業所開設前に締結できるよう調整を進めております。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第3回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長高橋秀之君

次に教育行政についての、報告を求めます。

教育次長 伊藤 一男君

幌延町議会6月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告申し 上げます。

初めに、GW明けからの給食センター施設内における新型コロナウイルス感染症、感染拡大により11日間給食の提供を停止せざるを得なくなり、皆様に多大な御心配と御不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。教育委員会といたしましては今回の件をしっかりと検証し、より一層の感染予防対策を図って参ります。

次に学校教育についてですが、令和4年度の町内小中学校の学級編成及び教職員数について、5月31日現在の数値を資料の1ページに記載しております。小学校2校で11学級、児童数116名、中学校は2校で7学級、生徒数55名となっております。4校の合計では18学級171名となっており昨年度と比較しますと学級の増減はありません。児童生徒数は2名の減となっております。教職員体制につきましては、校長、教頭、一般教員、合計で昨年度より2名減の43名となっております。各学校の春の1大行事である運動会・体育大会は、道教委の通知に合わせ感染予防対策をしっかり講じた中で無事実施することができました。6月11日には中学校体育連盟主催の「宗谷地区中学校柔道大会」が開催され、幌延中学校2年の朝日永遠さんが男子60㎏級で、同じく1年の西村真歩さんが女子48㎏級で、それぞれ2位となり、7月28日から稚内市で開催される全道大会に出場するとの報告を受けております。両名の全道での健闘を期待するところです。

次に社会教育ですが、各社会教育施設は道や管内、町内の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんの御協力を得ながら日々、施設運営に努めております。各種社会教育・社会体育事業につきましては国・道からの通知を踏まえつつ、可能な限り年間計画通りに実施する方向で執り進めて参ります。

少年団活動では、まず剣道スポーツ少年団が4月23日に豊富町において開催された、「天塩地区防犯剣道大会」及び第71回「北海道少年剣道錬成大会」兼第64回「赤胴」少年剣道錬成大会予選会に出場し、団体戦低学年の部で優勝するなど健闘したとの報告を受けております。また予選会での活躍が評価され、幌延小学校5年生・小林暖也くんと加賀山舞友さんが天塩地区選抜チームの一員として、8月7日に札幌市で開催される全道大会へ出場する予定です。

次にバレーボール少年団ですが、5月22日に稚内市で開催された第42回「全日本バレーボール小学生大会・北北海道大会稚内地区予選会」において、男子の部で「幌延ジーライズ」が、女子の部で「幌延ウィングガールズ」が見事に優勝を果たし、6月25~26日に中標津町で開

催される「北北海道大会」への出場権を獲得しました。

次に、野球スポーツ少年団ですが、5月28日に稚内市で開催された高円宮賜杯第42回「全日本学童軟式野球大会」兼第51回「全道少年軟式野球大会・稚内支部予選」において、猿払との合同チームで出場し準優勝となり、7月29日から札幌市で開催される第51回「全道少年軟式野球大会」の代表権を獲得しております。各少年団の全道大会での活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長高橋秀之君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

3 番斎賀弘孝君

通告者、斎賀弘孝、一般質問を行います。

町内における行事について。

北海道、そして幌延町一丸となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を進めているところですが、幌延町は5月29日から6月4日の期間で2人、その前の週に5人、その前の週は8人の感染状況であり、幾分落ち着きを取り戻したようで、各小中学校で運動会、体育大会が感染対策のもと実施され、町主催のクリーン作戦も多数の町民参加のもと開催されました。

先般、配布されました「わが町の家計」において、年内実施される行事・イベント等に言及 されていましたが、今後どのように開催していくのか、町長の考えを伺います。

ほろのべの窓と併せて実施した町民アンケートについて。

- ①総合計画推進のためのアンケートが昨年12月の広報誌と併せて行われたと思うが、なぜ 今日まで町民に結果が公表されないのかお聞きします。
 - ②アンケート調査の意見は、どのような形で活用されることになるのか伺います。
- ③アンケート結果の中に、令和6年度策定予定の後期総合計画への検討材料はあったのか伺います。
- ④アンケートは広報紙折り込みで986世帯に配布。また、インターネットにより回答もできる仕組みであったが、回収状況はどうであったのか伺います。
- ⑤今回、まちの懸案事項である「まちの拠点整備」「バイオガスプラント」「移住、定住施策」 に関する項目が追加された調査でした。それぞれどのようなアンケート結果があり、今後の検討 材料となるのか伺います。

幌延町まち・ひと・しごと創生事業について。

幌延地方創生の推進を図るための事業で、この創生会議が開催経費41万円で予算計上されています。これから何回程度の会議が開催され、主たる会議議題は何であり、どのような結果としてまとめていくのか伺います。

JR宗谷線の町内各駅の存続について。

JRから幌延町内の町費負担での駅維持について、来年度の対応を6月末までに回答するようにと求められていることと思います。町はこの件について、最終結論はどのようにまとめ、町民に報告するのか伺います。また、駅維持した場合、来年度の費用負担はどの程度になるのか伺います。ここ数年開催されていない町内会長会議等で意見交換しても良いのではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

町 長 野々村 仁 君

斎賀議員のご質問にお答えします。

1問目の「町内における行事」に関するご質問ですが、先般配布しました「わが町の家計」において感染拡大防止の観点から本年度に予定しております各事業や行事・イベント等の一部について、中止、延期又は規模縮小の措置を取らざるを得ない可能性もございますので、ご了承いただきたいと記述をさせていただいております。

最近では、感染者が毎日のように発生するなど心配される場面もあったところですが、今日までのところ、落ち着いている状況であり安堵しているところです。

しかしながら、体調を崩され、そこから感染が広がる心配は払しょくされていないことも事実であり、そういった観点からも行事、イベント開催時には、その時々の判断が必要という思いで記述したところでございます。今後につきましては感染防止対策を講じつつ、マスク着用などの緩和も含め国の通知などを注視し、各種行事イベントにつきましては開催の有無、規模、内容などを判断してまいりたいと考えているところです。

次に2問目の「町民アンケート」に関するご質問ですが、1点目の「結果の公表」につきましては回答の集計及び分析に時間を要しておりましたが、今月中に作業を終え、公表する準備を進めております。公表の方法につきましては、資料の分量が多いことを勘案し、町HPへの掲載、役場及び問寒別出張所への閲覧用資料の配置によることとし、あわせて今月末発行の町広報誌において、「町民アンケート」の結果がこれらの方法により閲覧できる旨等をお知らせし、調査結果をより多くの方がご覧になれるよう配慮します。

2点目の「いただいたご意見の活用のしかた」につきましては、調査結果を職員間で共有のうえ、第6次幌延町総合計画等に掲げた各種施策を推進するうえでの検討材料とさせていただきます。

3点目の「総合計画後期基本計画策定に向けた検討材料」につきましては、本アンケートにより現状のまちの声をお聴きすることができましたので、現行の前期基本計画、また、令和6年度に策定を予定する後期基本計画の協議等において、まちづくりの指針を定めるうえでの検討材料とさせていただきます。

4点目の「アンケートの回答状況」につきましては郵送回答が164件、ウェブ回答が57件、合計221件の回答をいただきました。配布に対する回答数は多いとは言えないものの、貴重なご意見であることに変わりないと認識しております。

5点目の「まちの懸案事項」に係る調査結果の概要ですが「まちの拠点」に関する調査におきましては拠点整備が必要であるとの回答、また、整備する場合には町民の利便性向上や憩いの場としての機能を必要とする回答が高い割合を占めました。

「バイオガスプラント」 に関する調査におきましては、 プラントの仕組みに対する認知度は一

定程度あり、導入による地域の環境保全や新たな雇用の創出への期待が高い傾向にあり、またプラントによる環境保全型酪農の推進を求める回答が高い割合を占めました。

「町への居住・定住」に関する調査におきましては、町の持家及び民間賃貸住宅の購入等に対する支援制度への認知度は一定程度あり、定住にあたっては持家の希望、中古住宅購入やリフォームの検討にあたっては断熱性及びトイレやお風呂の快適さを求める回答が高い割合を占めました。また住宅の購入費用については新築住宅では2千万円から3千万円、中古住宅であれば1千万円程度での希望が多く、購入に対する支援策については取得費用及びリフォーム費用への補助を重要視する回答が高い割合を占めました。

いずれの調査結果につきましても、各施策を推進するうえでの検討材料とさせていただきます。

次に3問目の「幌延町まち・ひと・しごと創生事業」に関するご質問ですが、令和4年度はまちの拠点に関する検討を主たる議題とした4回分の会議開催経費を当初予算に計上しており、これまで創生会議やアンケート調査等により、いただいたご意見を基に検討結果の整理を行い、加えて老朽化等により更新を要する公共施設との複合的な整備について検討を深めたうえで、改めて創生会議での協議検討、あわせて議会議員皆様に対しましても常任委員会等の場を通じてご意見を伺ったうえで、町としての方針をお示しできればと考えております。

次に4問目の「町内各駅の存続」に関するご質問ですが、本町におきましてはJR北海道の「極端に利用の少ない無人駅に対する廃止等」の方針を受け、町内各駅における利用状況等を勘案し、令和2年度での「上幌延駅」及び「安牛駅」の廃止を対象地域住民の意向を把握したうえで決断し、令和3年度から町内の無人駅5駅について「JR幌延駅」との連携のもと維持管理を行っております。各駅の存続につきましては「町政執行方針」でお示ししているとおり、地域における公共交通手段の確保等を目的に当面は町が維持管理費を負担することにより存続を図る方針としておりますので、来年度の費用負担額につきましては今年度予算と同程度を考えております。また、今年度も「町内会長会議」を開催することは叶いませんでしたが、地域の声を把握するうえにおいて、「町内会長会議」や「町政懇談会」等、意見交換の場は必要であると認識しております。

3 番斎賀弘孝君

丁寧な回答をいただきありがとうございます。

何点か町長の答弁を聞いてお聞きしたい点がありましたので、改めて再質問させていただきます。

まず 1 問目の町内における行事なんですけども、まだ今年度の町民の皆さんが楽しみにされている、第50回の「名林公園まつり」とか、また子供たちが楽しみにしている「おもしろ科学館」、1年に1回、幌延、下沼、問寒別の高齢者の皆さんが集まってにぎわう「長寿まつり」と、これはまだはっきりしていません。準備の都合もあるので、早々にどうするか結論を出して準備していかないと間に合わないのではないかと思うのですが、その点、いつごろまでに今言った大きなイベントについては結論を出して準備を進めるように指示をする予定ですか。

町 長 野々村 仁 君

大変申し訳ございません。それぞれこのコロナに関する感染防止を含めてやらないと決めて

いるわけではなくて、その時々によってきちんとやっていこうということであります。先ほど議員からもおっしゃられたとおり、大きなイベント等は、いつごろまでに出すのかということでありますけども、今内部のほうで各部署的にも検討を進めているところですが、それぞれ、大きな、皆さんを招いて行うということ自体は、感染防止対策から見ても難しいのかなという気がしてございます。

ただ地区内におけるこれまでの行事等は、運動会も含めて地域内の方々で行ってきたイベント等は、その地区内の範囲内でやっておられる行事で終わっておりますので、感染対策、予防をしっかりしていただければ開催できるかと私どもも判断してますけども、それをやっていいとか悪いとかというのは、それぞれの担当部署、また担当者で協議をした中で決定事項を進めていくものだと思っております。

3 番斎賀弘孝君

わかりました。

いつごろまでという回答は出来ないようですが、感染対策をしながらその担当部署、担当者のほうで十分協議を重ねてもらって、町民の皆さんが、どれもこれも楽しみにしている行事ですから何とかできるように、感染対策を講じながらいい方向に向いていってほしいなと思うことを改めて申し上げたいと思います。それぞれの地区内の行事も、例えば幌延の神社祭とか、問寒別の神社祭典がもう近々あるので、それはどういうふうになるのか神社関係の方々の協議で決まるのだろうと思いますけど、そこら辺のとこにも助言なり指導とかをいただきながら、町の主催の行事のほうも何とか、小さくてもいいから楽しみにしていることを3年ぶりにやっていただきたいなと思っていますので、感染対策のほうよろしくお願いしたいと思います。

次に「町民アンケート」の結果なんですけども、「町民アンケート」は先ほど質問しましたように昨年の12月の広報で募集して未だ結果が出てない。6月、今までかかっても結果は出さないよ、出ないだろうというのは最初からの想定内だったんですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまアンケートの公表の事務的な部分でしたので、私のほうから回答させていただきます。当初、アンケート調査につきましては、まちづくりの推進ということで、3月末をもって基本的なデータの集計、分析を納品していただいておりましたが、この調査結果とですね第6次総合計画を策定したときのアンケート調査の対比表を、委託でなく自前で揃えてという作業を追加しましたので公表が遅れております。その作業も今月中に終えるめどがつきましたので、今回のアンケートの結果プラス、令和元年に行った対比を行って公表というようなことを考えております。以上です。

3 番斎賀弘孝君

町長の答弁の中で、回答の集計や、その分析に時間を要したという言葉があったと思います。 回答の集計とか分析というのは昨年、この前の定例会で町長に質問したときに、委託した業務内 容の中にはアンケート調査の内容の調整、インターネット回答の作成、調査結果の集計、分析っ ていうのがありましたけど、委託業者の調査結果の集計分析、それと企画政策課がする調査結果 の集計分析、これ今対比すると言ったんですけど、大きな違いがあってなかなか集計出来ないの か、そこら辺を改めてお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

1問1問というか、一つ一つのアンケート調査は集計から何かというのは各業者にやっていただいています。先ほど課長のほうからもご説明したとおり、それを年度ごとに今まで蓄積してきたやつの比較検討とかっていうのを、今内部でやっている。そこにちょっと時間が要したということでありますので、ご理解をいただければと思っています。

3 番斎賀弘孝君

わかりました。業務効率化の観点から委託業者に頼むんだよという町長の答弁だったんですけども、この6月まで、結果が出ないのであれば、私一般質問した町民の皆さんにアンケート集計を手伝ってもらいながら、町民の皆さんはそれぞれアンケート結果こんななんだねとかっていう、身近に感じてよかったのではないかなと改めて思うところですが、その辺はどうですか。

町 長 野々村 仁 君

議員の皆様も重々告知端末を聞いていただいておわかりのことかと思いますけども、その度、 その度、事務関係の募集をしておりますけど、なかなか集まっていただけないということで内部 検討でやると。短期的にも来ていただけるというのは少ないのかなという気がしておりますの で、内部で一生懸命、今検討して今月のうちに公表できるような体制で一生懸命、今頑張ってい るということなので、ご理解をいただければと思います。

3 番斎賀弘孝君

わかりました。

限られた人数の中で担当者がいて、今やっているということなので、その結果というか、対比された結果どんなふうになるのか私を含め町民の皆さん、楽しみにしていることだと思いますのでよろしくお願いしたいと思いますが、町長から前に答弁いただいた中にアンケートをする大きな目的ですね、アンケートする大きな目的でこのコロナの中で、先ほど言いました大きな行事とかも出来なかったけども、町でつくったプランに基づいて、何も出来なかった中で、もう一度皆さんにこのアンケートを通して、あのときプランを作った皆さんの気持ちが今も変わりなくあるよねと、気持ちは変わっていないことを把握したいということをおっしゃっていました。これ 1 番最後に聞けばよかったんですけども、町民のアンケート結果から気持ちは変わっていないと、あのプランのままの元気な町民の皆さんでよかったなというふうに町長は思いますか。

町 長 野々村 仁 君

先ほどもお答えいたしましたけども、決して数の多い返答数ではなかったとは思いますけど も、その中では依然と、結果的には同じような意向が続いているのかなという気はしてございま す。

3 番斎賀弘孝君

今回は郵送、それとウェブ回答で、あとは初めての試みだったけどもメールの回答でも、先ほど 50数件の回答が寄せられたということですから、郵送の回答よりも皆さん持っている携帯電話等からの回答だと思うんですけど、そういうところからも出来て 50数人の回答をいただいたことは大きな成果だと思うので、今後もアンケートとかをとるときに、またぜひネットでの回答ができるようなふうにしていただきたいと思いますので提案いたします。それと、これらの

アンケートの結果は、先ほど町長が言っているように後期基本計画の検討材料としてあるんだということでしたが、大きな柱は後期計画でみんな決まっているんですけれども、その中でどういった感じで検討材料とされていくのかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

こういうアンケートにもいただいた町民の生の声でございますし、近々の情報でもございます。それも含めた形で、どのような形で、先ほども答弁の中でありましたけども、アンケートの中に盛り込まれていた、より皆さんが必要としていることの意向ということ自体が、少しずつ明確になっている数は少ない中ででもそういうことが多いんだということ、それぞれの皆さんのご意見等いただいた部分を参考にしながら、どういうものを、どういう形でやっていくかということ自体も、我々も職員も含めて考えながら前へ進めていきたいと、そのように考えてございます。

3 番斎賀弘孝君

基本計画は令和6年度からですから、そのために4年に始まって6年に向けて、それぞれまた準備していくのだろうと思いますが、アンケート結果、ウェブ回答ばかりじゃなくていろんなところでいろんな意見がきっと聞かれることと思いますので、それらもまたぜひ検討材料にして今回のアンケートを有効に活用してほしいと思います。このアンケートの中にあった5点目のことについてお伺いします。前回やったアンケートのほかに、「バイオガスプラント」「町の拠点」「町への移住定住について」特別にアンケートでお聞きしました。このまちの拠点について、第15問目について、拠点の整備が必要だと思いますかということについては、回答が高い割合占めたと回答いただいたんですけども、これ必要だと思うという方がどのぐらいいたんですか。回答できるのは、必要だと思う方と現状で十分だと思うという、どちらかしか選べなかった質問だったと思うんですけども、どのぐらいの方が必要だと思うという回答を寄せてくれたのですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの設問の調査結果でございますけれども、必要だと思う方の割合は61.5%、現状で十分だと思う方が30.8%という結果になっておりまして、残りの部分は回答がなかったのが7.7%となっております。

3 番斎賀弘孝君

創生事業にちょっと関わって今の町の拠点についてお伺いするんですけども、令和4年度は年に4回の会議開催で町の拠点に関する検討を主たる議題とするという町長からお話がありました。この中で「必要だと思う」61%の方の意見を把握した中で、どのように町の拠点の話を進めて、どのような結果をこの令和4年度に持っていくのかというのをお伺いしたいと思います。というのはですね1番最後に「まち・ひと・しごとの創生会議」をやったのはコロナ前の令和2年度の2月25日です。前にもお話ししたんですけども、そのとき「まち・ひと・しごと創生会議」の委員は7名参加でした。他にはまだいるんですけども7名と言ってもちゃんと選ばれた委員の皆さん7名です。その7名とそれからオブザーバー、町職員の皆さん、それから委託業者の方、18人から20人の皆さんが参加して、当時としては最後になった幌延町の「まち・ひと・しごと創生会議」の拠点についての話をした。その中で皆さんの思いが一つになったということは拠点整備は町の中に造って、町中ですね、町の外より町の中に造ったらいいんじゃない

かと。そしてその町の中に造った中には、幌延町のお風呂、公衆浴場ですね、あれも古いからあ そこを新しくして、それも取り入れて、町の人々、旅行者が心を癒せる場所をつくったらいいん じゃないかなということで皆さんがその意見に賛同したと思うんですよね。ですから今後は賛 同された意見を創生会議で確認し、町の担当者の方々がレイアウトなり構想を練っていただい てやっていくのがいいのではないかなと思いますが、そのことについてはどう思いますか。

町 長 野々村 仁 君。

委員のおっしゃるとおりで、あの時点で答申をいただいたときにはおおむねそういうことでありました。ただ、きめ細かに今の言われている浴場、福祉の部分という特定名称が出てきてそういう形をするとかということではなく、そういう施設も一緒に複合的にあったらいいねという話だったんじゃなかったかなという私は気がしてございます。どっちにしても、そういう複合的にいろんな施設があって町民も利用できる、又は、先ほども1回目に答弁したとおりに、子供たちも老人も皆さんが憩える場所みたいな、そういうスペースを欲しがっているっていうのは今回、アンケートでも重々皆さんのご意見からも見えてきているというところですから、それらを含めてこの4回の中で、皆さんと一つの形を絞りながら構成を担当者又は庁舎内の中で意見を絞り込んだ中で、少しずつ創生会議の最後、そういう形でご理解をいただいた旨、事業がうまく進んでいけばいいかなという気は私自身はしてございます。

3 番斎賀弘孝君

平成27年9月4日の「まちづくり常任委員会」に提出された「幌延町のまち・ひと・しごと 創生の総合戦略について」という文章があります。その中の基本目標の4番目、「時代に合った 地域をつくり安心な暮らしを守る」と題した施策の中の、元気で暮らしやすい生活環境の整備を しようということで、具体的な事業は何をするのですかという担当者の答にまちの駅整備事業 だと。町の中に町民憩いの場所、サロン、マルシェを設置し、集い場を提供する。機能としては 自家菜園で収穫したものや山菜の販売、健康マージャンの開催、フリーマーケットの開催、不用 品、不動産等の売買情報交換の場と具体的な事業が書かれたのはもう7年前、7年前からこうい うふうにしたらいいんじゃないかなという話が委員会にもあって、町民の皆さんになかなか浸 透してこなかった。今後は創生会議が行われる、この会議が行われても、町民の皆さんに今何を 話して、どこまで決まってどういう委員の皆さんの意見だったよというのを広報して行くのが1 番いいんじゃないかと思うんですよね。来た委員の皆さんは分かるでしょうけども、委員でない 一般町民の方がわからないと、委員の方が盛り上がっても周りもまた全然協力してもらえない というか、話題がないのでなかなか賛同出来ない、又はそれに付随して意見を出せないと思うん ですよね。せっかく7年前にこういうお話が委員会にあって、それが今7年たって、令和2年度 最後の委員会でこういうふうにまとまった。これを町民の皆さんはほとんどあんまりまだ知ら ないと思う。だからぜひ今度の創成会議、年4回あるときには今までここまで決まっていますよ と。ここまでは皆さん、決まっているので、これから更に皆さんのいろいろな意見をいただいて、 こういう施設、拠点ならいいねというふうにしていったらいいかなと思いますが、いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

住民周知に関しては参考にさせていただきますし、議員の皆様方もそれぞれオブザーバーに 入っていたり、又は議員の、議会の場でこういうお話をしたりする、そういうときには少しでも 住民の皆様方にお話をしていただきながらご理解はしているのかしてないのかという調査も含めて、そういう行動をしていただければ大変助かるなと思ってございます。

年数がかかっているというご指摘はずっといただいておりますので、これらはこういうふうにして少しずつまとまりつつある形を広く住民の方に広げて、理解を得た上で行っていくことの大切さを私どもも慎重に考え過ぎたのか、考えていったことのほうがよかったのかこの辺はちょっと定かではございませんけども、ちょっとかかり過ぎたということで、今、議員からご指摘をいただいたとおり、それぞれその委員会の動き等も含めて我々もどういう形で広報しながら、今こういう現状にあるということをお伝えしていくかというのは考えていきたいと思います。

3 番斎賀弘孝君

次にこの「バイオガスプラント」なんですけども、先日議員のほうには勉強会を開催してこれまでの経過等が報告されました。今まで、それぞれ幌延、問寒で学習会に参加された皆さん、都合で参加出来なかった主に酪農家の皆さんには、勉強会といいますか、情報提供の場、令和3年度の結果を踏まえてのことを報告会とか開催は今後しないのですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

バイオガスの調査事業に関しましては、令和4年度の事業の中で、勉強会を考えておりますので、今後、酪農家さん、もちろん関係者を含めた形でお声がけをして、成果又は今の取組なんかの説明の機会を設けたいと考えています。

3 番斎賀弘孝君

令和4年度の中ということなんですけど、もう令和4年度も6月で農家の皆さんも6月ですから、1年で1番忙しい時期がこれから秋までずっと続いてしまったらもう冬になってしまう。一刻も早くこれを開催して周知してほしいと。その勉強会の中で農家ばかりじゃなくて、これは幌延町の単独事業ではないですよね。この農協と共同の事業になるわけですから、農協さんの理事の皆さんにも勉強会というか情報交換の場を設けてはどうなんだろうという意見も出されたのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

ご案内は差し上げていると思います、うちとしては。でもなかなかちょっと集まられなかったというかそういう形だったと思いますけども、今後もう少し担当のほうと農協さんと、綿密に打合せをしながらどういう形で参加をしていただきながら、また理事者の皆さんも、どういう形で参加してもらうかということも検討しながら農協さんと相談をしていきたいと思ってございます。

3 番斎賀弘孝君

農協の理事さん、監事さんは月に1回集まって理事会、幹事会やっているわけですから、月1回の理事会、幹事会のときにお邪魔をして情報交換というか意見交換をしたらいいのではないかなと私は思います。なぜならば、なかなか農家の皆さんが次に一歩踏み出せないのは今までずっと役場からの話で、農協からはそういった積極的な声かけというものがなかったと。これは役場単独じゃなくて幌延町農協との共同の事業だと思うんですよね。ぜひ、今後は農協と役場が一枚岩となって、この環境保全酪農の推進を求める回答が高いというのでありますから、それにの

っとって一枚岩となってやっていくのがベストではないかなと思います。それが 1 番酪農家の皆さんのやりたいなと興味を持っている、取り入れたいなと思っている人が 1 番先に安心することではないのかなと思うんですよ。勉強会しますよ、「幌延町」主催者、じゃなくて、勉強会しましょう、主催者「幌延町」そして「幌延町農業協同組合」このぐらいまで入れないと、なかなか皆さんに、今以上に賛同を得て支持してもらえないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ヒアリング、勉強会等の中でも農協さんとの連携ということはご意見を数多くいただいていますので、担当レベル以上にこの事業についてはよりきめ細かい説明をして、先ほど申し上げた勉強の機会なんかも呼びかけをして、共にというような形を作っていけるように担当として努力いたします。以上です。

3 番斎賀弘孝君

今言ったのは、主催者に「幌延町」と「幌延町農業協同組合等」と名前入れるように、まずは ちょっとお話ししてみてはいかがかと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

別に単独だとか単独でないとかということじゃなくて、農業政策の中の一つ、環境軽減負荷ということでございますので、その点に関しましても、私自身もそこは組合長ともお話をさせていただきながら、その形をとれるかどうかということ自体もお話をしていきたいと思います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

環境保全の酪農、もう最近では何でもかんでも値上がりしてしまって乳価だけが据置きで、乳価も今年度中に、また更に乳価の交渉しようじゃないかという声もあるようですが、ぜひこれは農協と一枚岩となって、今後は環境保全酪農を進めていってもらいたいと思います。やりたいと思う人がいる、その人たちにみんなついて行けるように、限られた時間だと思いますけども、その時間を有効に使ってPRしていってほしいと思っています。限られた時間というのはさっきも言ったようにもう6月です。令和4年度はもう6月始まった、秋までは、酪農家の皆さん忙しくてなかなか時間がとれない、幹事、理事会も月1回で忙しいだろうし、そういうことで限られた時間ということでありますので、そこら辺について改めて回答を求めます。

町 長 野々村 仁 君

これまでも、気持ち的にもやる方向についても農協さんと一枚岩でやってきたつもりであります。ただ、結果として、そういう形が見えていないということのご指摘でございますので、今後一層、一枚岩になる、その部分も考えていきたいと思っていますし、組合員の方々についてもご協力をいただきながら農協への働きかけも含めてお願いをしていかなければならないなと、そのように感じております。

3 番斎賀弘孝君

わかりました。

続いて町への移住定住に関することをアンケートで聞きました。

リフォームの補助を重要視する回答が高いとか断熱やトイレ、お風呂の快適さを求める回答 が高い割合を示したということで、金額のことを先ほど町長は言っていたと思うんですけども、 PRですね、昨今、みんなどっか1軒の家が壁やると、業者さんはやっぱりその1軒だけじゃなくてあちこちの壁、どうだということでやっていってます。ところがそのやっている家々の方々は補助のことを知らなかったと。もう終わった後にその「補助を使っているんだろう」と言われて初めて分かるというような現実ですので、これ今までもPRしているんですけど更なるPRが必要なのかなと思います。あとこの回答で補助を重要視するという回答が出たということは、補助率を上げるとか、補助をもっと広範囲といいますか、いろんな方面から補助できるようなことは出来ないかなということを考えるという回答が寄せられたというふうに思ってよろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

補助を高くしろとか低くしろとかというアンケートはなかったので、そういうふうには読み 取れません。

ただ、今回のアンケートで今議員が言われたとおり余り知られてないんじゃないかということ自体を心配しておりましたけど、我々が思っているよりは知っているというアンケートの回答が多かったということで、ただ、それが全員知っていたっていう、先ほど議員がおっしゃるとおり、隣がやっていたのに何でやるの、そんな補助知らないよみたいな話になったり、やり出したときに、それはもうやっちゃったから、手後れだったっていうことも例にはあるのかもしれませんけども、そういうことがないように我々も広報紙を一生懸命使いながら皆さんにきちんと理解をしていただいた上で、有効な建物、環境、これも環境美化、住みやすいまち、又は住んでよかったまちの一つの部類、美しいまちづくりの一つでもありますので、広報をきちんと皆さんに理解してもらえる、又は認知してもらえるようなやり方というのは、どういう形があるのかをまた検討させていただければと思います。

3 番斎賀弘孝君

我々も仲間といいますか、隣近所に議会でこういうこと決まったと、補助出るんだぞとか、そういう話をしなかった我々も悪いのかもしれませんが、今後更なる広報というかPRに努めていただきたいと思っています。

町内駅の存続に関する質問をします。先ほどいろいろ回答いただいたのですが来年度費用は同額で、今年度は無人駅五つで、588万の予算です。来年度も588万の予算の中で無人駅を、町として維持していこうということでよろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

はい、そのように私ども考えております。

3 番斎賀弘孝君

令和4年度についてお聞きしますけど、588万っていうのは今後もそうなんですけど、無人駅、例えば「雄信内駅」でも「下沼駅」のところにも建物があるんですけども、その建物がね、著しく屋根の鉄板の色が剥げてきたから色を塗った方がいいのではないか、壁がちょっと古くなってきたから張り替えたほうがいいのではないかとか、そういうような予算とかは、これには入っていないと思うんですけども、町としてこの無人駅の建物を補修するとかそういった考えはないのですか。

町 長 野々村 仁 君

大きく損傷すれば大きな金額がかかりますけど、以前、下沼やそれぞれでやってきた補修工事も皆さんのボランティアの力を借りて資材だけで終わらせるという、そういう手法で最小限に絞りながら維持管理をしていくということを心がけております。ただ、技術者はどうしても入らない。柱が倒れたとか、傾いたとかってなったらこれは予想外に出るということは、やっぱり想定できるかと思っていますけど、今のところそういう気配がない。たださびてくるとか、ちょっと補修すればいいということ自体で、ボランティアの方々、又は内部で修理ができるものというのは、なるべく補修を自発的に安い経費でやっていきながら維持をしていこうという考えの基本的なことは変わらないと思います。ただ、大きく変わるときには出費が出るのかと思ってございますし、資金の集め方も何か違う形でそれに特化したやり方を考えながら進めていくべきだと考えてございます。

3 番斎賀弘孝君

すいません。今質問していて思ったんですけど、大きく改修とか改築してしまったら、せっかく歴史ある駅の重みがなくなってしまうので、古びた駅の様子がいいっていうファンの方もいると思うのですが、そこら辺を考えながら駅を維持していくのは大変だなと、今改めて町長の答弁を聞きながら思ったところです。

駅の維持はいいんですけど、日本中の観光客っていうか、駅ファンの方が駅に来る道路なんですけども、例えば先ほど「雄信内駅」って言ったんですけど、雄信内の駅前は町道なのかなんなのかわかりませんけども、舗装と駅前は砂利道になっていて、その舗装から砂利道に行ったらもう穴だらけで、その穴を交わしていくことも出来ないほど穴があちこちに空いていて、あれが町道だったら観光客なんかの車が壊れたら町道なのだから町の維持が悪いということで問題になると思うので、駅のパトロールの方が言うのであれば、ぜひ穴をちょっと確認して、砂利の1台2台で結構ですから入れて、観光客の方が快適に幌延の無人駅を見に来てもらえるようにしてもらいたいと思いますが、その点についてはどうですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

駅の維持に当たっては、町の直営とJRに委託する分で一定程度の修繕料みたいなものは過去のかかった費用なんかから算定しているので、その中から対応できるものであればというところなんですけど、特に敷き砂利なんかも費用の中で見ておりますので。ちょっとすみません、現状を把握出来てない部分もありますので、見て対応を考えたいと思います。

3 番斎賀弘孝君

ぜひ現場を見てほしいと思います。今はまだ雨降っていないですから、雨降る前に穴を見に行ったらびっくりするほどの大きな穴で、観光客は本当にびっくりしてしまうと思います。そしてこの無人駅、5つの駅を今使って、町長前にもお話ししていますが、鉄道ファンがいて鉄道ファンがこの幌延町内に住みついて、またこの宗谷本線を守るために自分たちでできる活動とかやってファンが増えてきている。また、そういった無人駅はもう使わないのだから、町の経費を使わないでやめたほうがいいんじゃないかという方々もいる。町長は駅を観光の一つとして残して関連人口、そういうのも増やして幌延町を賑やかにしていきたいという思いなんですから、ぜひ町内会長会議を開いて今までの良いところをPRして、町内会長の方に1人でも多く知って

いただき、その方々から町内の方々にPRして、幌延では無人駅にお金出しているけどこんなようになったよっていうふうに、町内の方々にお話していただける機会だと思うんですよね。これからでもいいですから、意見交換の場は必要であると先ほど町長おっしゃったんで、時期をみて「町内会長会議」を開いて、駅の維持については特に報告、意見交換してほしいと思いますがいかがですか。

町 長野々村仁君

おっしゃるとおりだと思います。したくなくてやめたわけでなくて、ちょうど「町内会長会議」をやるときに、ぽつんと町内で数件出ていたというところもありまして、早急に「町内会長会議」を招集するのはやめようということでありました。そのあと、議員がご指摘の人数が続いていたということもありまして、中止をするのには先ほどからもお答えしているとおり、そのときそのときの適時でどのようにやるかということ自体は考えさせていただいたんですけども、やむなく中断をさせていただいたということであります。「町内会長会議」ですからいつも、それぞれ予算を通す中でこういうことがあったとか、こういうことがあったとかっていうご相談というか説明をさせていただきながらやることで、大変意義のあることでありますから、そういう折があれば見つけながらでも説明をしていきたいなと思ってございます。

議長高橋秀之君

斎賀議員、残り10分となりました。簡単明瞭にお願いいたします。

3 番斎賀弘孝君

折を見てというような言葉をいただいたんですけども、農協の総会はやっていますよ。農協の総会はそこの振興センターでいすを出してそこに座って、今回は 7 人ほどしか来てなかったんで空席がいっぱいあったと。下のほうに、農協の職員さんが座っていると。ああいう形であれば、あそこで「町内会長会議」を開催できるのではないかなと思うので、折を見てじゃなくて、やはり3年もやっていなかったら、アンケートも大事ですが町内会長さんの生の声を聞いて、今年の町内行事どうするんだと、町の拠点どうなんだとか、バイオは、それから住宅の補修だとか、いろんな意見がきっと会長さんも積もり積もっていると思ので、その意見を聞く場をぜひつくってほしいと思うことをお願いして質問を閉じます。

町 長 野々村 仁 君

折を見てという事を言いまして、いつか期待感を持てるような話になってしまいましたけども、先ほどから言っているように、どういう立場でどういう形で、こういう感染者が、ぽつんと陽性患者らしきものが発生したというところから始まって、そこを中止にするとかっていうのは大変難しいところがあります。

折しもこの庁舎内、又は、こういう町職員関係、そういうところで何かそういうことが起きたということであれば、やはり我々から出すわけにはいかないということで中止をさせていただくっていう判断が1番賢明だと私自身は思っていますので、そういうことが、あった、なかったの検証はいけませんけども、そういうことで判断をさせていただいたということだけはお汲み取りをいただければと思ってございます。決してやらない方がいいというふうにしているわけではなくて、我々も、叶わなかったという残念な言葉になってございますので、そういう機会を皆さんに聞いていただきながら理解をしてもらう、また広報誌、紙ではやっぱり読んでいただけ

ないので、そういう方々に発信をしていただくということの大切さは私も認識をしてございます。ぜひとも議員の皆さん方に対しても、こういうことを言っていたぞということを、それぞれ 広げていただきながら、両方とも、広報に関して、もう少し広げていける努力を私自身もしてい かなければならないなと思ってございます。

議長高橋秀之君

これにて、3番、斎賀弘孝君の質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は、全て終了しました。

ここで11時20分まで休憩します。

(11時05分 休 憩)

(11時20分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、報告第1号「令和3年度幌延町一般会計繰越明許費計算書の報告」についての件を 議題とします。

報告第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

報告第1号「令和3年度幌延町一般会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

このたび報告いたします繰越明許費については、令和4年度に繰越して使用することとして3月定例会で議決いただきました令和3年度幌延町一般会計補正予算第7号で設定した、「産業・地域振興センター空調設備改修事業」「社会保障・税番号制度システム整備事業」「問寒別地区草地畜産基盤整備事業」「問寒別地区道営畑地帯総合整備事業及び地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業」に係る繰越明許費です。

令和3年度内に事業の完了が見込まれない5つの事業について翌年度に繰り越して使用できるとした、繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページ、令和3年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は2款1項「総務管理費」の「産業・地域振興センター空調設備改修事業」1億4千3万円、2款3項「戸籍住民基本台帳費」の「社会保障・税番号制度システム整備事業」267万9千円、6款1項「農業費」の「問寒別地区草地畜産基盤整備事業」880万円、同じく6款1項「農業費」の「問寒別地区道営畑地帯総合整備事業」2,750万円及び7款1項「商工費」の「地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業」1,195万円です。

翌年度繰越額の合計は1億9,095万9千円で、財源内訳は未収入特定財源の「国道支出金」が5,534万9千円、「地方債」が2,970万円、「その他」が660万円で、「一般財源」が9,931万円です。

各事業の財源内訳については、「繰越計算書」に記載のとおりです。

以上、報告第1号「令和3年度幌延町一般会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について」の提 案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君 これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7、報告第2号「有限会社幌延畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

報告第2号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況について」、「地方自治法」第243条の 3第2項の規定に基づきお配りした別紙の経営状況報告書により御説明いたします。

まず、事業報告ですが、令和3年度は696頭の入牧頭数となり、前年度と比較して82頭の減少となりました。

次に「貸借対照表」ですが、資産の部、流動資産の定期預金が500万円、普通預金が164万8,133円、未収入金が47万6,196円で、資産合計は712万4,329円であります。右側の負債の部、流動負債の未払消費税等が155万6,900円、預り金が22万6,494円で、負債合計は178万3,394円であります。純資産の部、株主資本の資本金が500万円、剰余金の前期繰越利益金がマイナス10万3,556円、当期利益金が44万4,491円で、資本の合計は534万935円であります。純資産合計も同額で、負債及び純資産合計は712万4,329円であります。

次に「損益計算書」ですが、営業損益の部、営業収益が6,000万6,176円、給料から 雑費までの営業費用が5,956万1,857円で、営業利益は44万4,319円であります。

次に営業外損益の部、営業外収益では、受け取り利息が172円、営業外利益も同額であります。したがって、経常利益については44万4,491円で、税引前当期利益と当期利益も同額であります。

次に「株主資本等変動計算書」ですが、純資産合計が534万935円となっております。 次に「個別注記表」につきましては、発行株式数を記載しております。

最後に、令和4年度の事業計画ですが、草地利用計画につきましては、前年度と同様であり、放牧計画の頭数につきましては、730頭を予定し、令和3年度計画より30頭の増であります。 収支予算については、収支共に6,218万7千円とし、収入の主なものは、受託事業収入5941万8千円、受託業務収入64万5千円などを見込み、費用の主なものは、給料1,386万円、委託料663万1千円、肥料費935万3千円などを予定しております。

以上、報告第2号の説明といたします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行おこないます。

5 番 無量谷 隆 君

町営牧場なんですけども、個々の農家の飼育頭数が増えている状況なので、労働不足っていうこともあって、夏だけの預託をするのではなくて年間通しての預託があれば助かるなという農家の声が聞こえてきます。そういう中で町では年間通しての管理体制を整えることは出来ないのかなって感じがしているんですけど、その辺いかがなものでしょうか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

通年の預託の関係だと思うんですけれども、今牧場、3団地あるんですけれども、今2団地を 放牧地として利用しております。今、入牧頭数も減っておりますので、団地の統合も踏まえて、 通年預託が出来ないかっていう計画を今検討している最中ですので、もうしばらくお時間をい ただければと思います。以上です。

5 番 無量谷 隆 君

今説明ありましたように、遊ばしてる団地もあるということなので、できればそれ有効活用する意味合いも持って年間の預託計画を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

7 番西澤裕之君

令和4年度の放牧頭数も「南沢団地」「問寒別団地」の入牧も終わっているかと思います。今年度の受託頭数は何頭でしょうか。

産業振興課 山 本 基 継 君

「南沢団地」の入牧頭数が270頭、「問寒別団地」が420頭、合計690頭の入牧となっております。

7 番西澤裕之君

令和4年度の事業計画の中で、放牧計画としては合計730頭という当初計画を立てているかと思います。事業報告にもあるように年々受託頭数が減ってきているという中で、この730頭という数字が出てくるっていうのはちょっとどうなんだろうというふうに数字だけ見ると思うので、この730頭という数字が出る何かシステムというか何かあるのかなというふうに思うのでその辺の説明をお願いします

農林グループ主幹 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

計画頭数についてなんですけども、町の一般会計の積算と整合性を図っていくという観点から積算の方法につきましては、農協さんの11月の動態調査という調査がございます。こちらの数字をいただいて、予算策定時期に町内の未経産牛頭数を把握して前年度の入牧実績等から算出しております。令和4年度の算出につきましては令和2年から令和3年の実績に基づくものですから、こちらのほうがちょっと機械的にはなるんですけども、増頭というようなことになっております。以上でございます。

議 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

2 番佐藤忠志君

今年の計画について、ご存じのように、いろんな情勢の中で牛のえさだとか肥料だとか資材、 諸々上がっているんですが、肥料だとか資材だとかはどういう見込みで予想しているのかお聞 きしたいと思います。

農林グループ主幹 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり昨今、肥料高ということで町営牧場は、面積もありますので、相当数の肥料を散布してございます。こちらの肥料ですね、肥料価格のほうが前年度の7月、9月の肥料価格ということで、計画年度の前年度に翌年度の肥料価格が出るものですから、こちらのほうで算出しております。7月、9月の肥料価格が最も安いということで事前の先取りではないですけど、その金額での契約となるように積算しております。以上でございます。

議長高橋秀之君

ほかにありませんか。よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

日程第8 報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号についての提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、角 山 隆 一 君

報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について」、「地方自治法」第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした「経営状況報告書」により御説明いたします。 初めに、令和3年度事業報告をご覧ください。

令和3年度の「トナカイ観光牧場」入場者数につきましては、「新型コロナウイルス感染症まん延防止措置」として、5月16日から31日までの16日間を完全休業、8月27日から9月30日までの34日間につきましては牧場施設を休業したうえでレストラン施設のみ営業時間を11時から14時までの3時間に短縮のうえ営業したことなどが影響し、前年度上期と比較いたしますと4.3%の減少、下期につきましても依然、観光を目的とした海外渡航の制限や「GOTOトラベル」の停止措置等、また冬期間の荒天の影響があったものの例年12月に実施する「トナカイホワイトフェスタ」を規模縮小したものの開催できたこともあり、前年度下期と比較いたしますと10.4%増加し、令和3年度通年での入場者数は3万5,537人と前年度と比較して2.5%、885人増加し、わずかではありますが客足を回復することができました。また平成30年度から幌延町の学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に運営する「幌延町産業・地域振興センター」の管理業務を引き続き受託し、加えて幌延町のPR、交流人口及び関係人口の増加に資することを目的に地場の特産品開発や販売を行いました。

次ページの「貸借対照表」をご覧ください。

資産の部のうち、1、流動資産の主な内容につきましては、普通預金が82万3,286円、 仕入れ商品の在庫を示す商品が138万1,932円、年度末の商品販売等による未収入金が104万5,591円で、流動資産合計は337万1,257円、次に2、固定資産につきましては、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品合計が253万898円、これに酒類取引に係る保証金10万円及び新たな商品としてオリジナル LINE スタンプを制作した際の開発費19万 5千円を加えた資産の部合計は519万7,155円です。

続きまして、負債の部のうち、1、流動負債の主な内訳につきましては、年度末に債務が確定した施設管理費や商品の仕入れ等に係る未払費用が399万655円、未払法人税が18万円、未払消費税が52万3,700円で、流動負債及び負債合計は、471万9,088円です。

続きまして、純資産の部のうち 1、株主資本につきましては資本金が 2 千万円、2、剰余金につきましては前期繰越利益金が、▲1,758万8,975円、当期利益金が▲193万2,958円で、資本合計は47万8,067円、純資産合計も同額で、負債の部及び純資産の部の合計は、519万7,155円です。

次ページの「損益計算書」をご覧ください。

1、営業損益の部(1)営業収益合計は3、494万2、250円、令和3年度につきましては酒類、ハチミツなどの特産品に加え沿岸バスの割引きっぷの販売促進等により売上増に努めたものの、昨年度同様新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、従前より主な収入源としておりましたトナカイ貸出しがほぼとりやめとなり、貸出しによる売上が大きく落ち込んだ前年度と比較いたしましても1件・63万697円減少したこと等により(2)営業費用合計3、691万9、577円を差し引いた営業利益は \triangle 197万7、327円となりました。

続いて次ページの 2、営業外損益の部につきましては、(1)営業外収益が27万3,119円、これに繰延資産償却に係る(2)営業外費用4万8,780円を差し引いた営業外利益は22万4,369円です。従いまして、経常利益につきましては、営業利益▲197万7,327円に営業外利益22万4,369円を加えた▲175万2,958円となり、税引前当期利益は同額の▲175万2,958円、この額から法人税、住民税及び事業税18万円を差し引いた当期損益は▲193万2,958円です。

次ページの「株主資本等変動計算書」をご覧ください。

純資産に係る前期末残高241万1,025円から当期の変動を反映した当期末残高は、47万8,067円です。

次ページの「個別注記表」をご覧ください。

「個別注記表」には、重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載 しています。

最後に、次ページ以降の「令和4年度収支予算」をご覧ください。

「トナカイ観光牧場」管理と「産業・地域振興センター」管理に関する収支予算を分けて作成しております。トナカイ観光牧場管理に関する収支予算につきましては、収支共に2,574万7千円で、収入の主なものはトナカイ貸出し185万円、地域特産品等の販売収入が268万円、施設運営に係る町からの受託事業収入1,998万5千円を見込んでおり、費用の主なものでございますが、ホロカルパート職員に係る賃金178万2千円、販売商品の仕入れ239万2千円、水道光熱費429万4千円、トナカイの飼育及び施設管理に係る委託料1,240万円を予定しております。また、令和4年度からこれまで町予算で進めておりましたミズナラ樽事業のうち材料購入、製材・乾燥及び製造に係る費用105万1,137円を移管し、手数料、原材料費等にそれぞれ費用計上しております。

次に、次ページの「産業・地域振興センター」管理に関する収支予算につきましては、収支共

に1,207万4千円で、受託事業収入につきましては、センターの指定管理に係る受託収入855万4千円に施設の清掃業務に係る収入323万4千円を加えた1,178万8千円、駐車場敷地に係る除雪費用の入居者負担金、高所清掃作業に係る作業車両手配費用、移住促進住宅清掃業務等に係るその他収入が28万6千円、費用の主なものにつきましては、施設管理運営及び清掃業務等に従事する従業員に係る給与が612万6千円、施設周辺の除雪、雇用保険・労災保険事務等に係る委託料が184万6千円を予定しております。

以上、報告第3号の提案理由といたします。

議長高橋秀之君 これより質疑を行います。

3 番斎賀弘孝君

6月4日、ネット上に「トナカイ観光牧場」の写真がアップされていました。その写真は柵の中に入ってトナカイが木箱の中の餌を食べている写真、角のある写真、角が出てるトナカイの写真。柵の中に入って写真を撮るという行為、どういった協議過程を経て許可するようになったのかまずお伺いします。

それと、こういった場合、係員1名で何人の観光客の安全安心を確認しているのか。

また 3 点目にその場合、もしもですよ、携帯とかカメラが壊れた場合の対策、故障しましたよ、壊れちゃった場合の対処方法はどういうふうに考えているのか。

最後に、最悪の場合、告知端末では今、子トナカイが出たから見に来てくださいよということだったんですけども、最初トナカイは危険動物だということで周知してたんですけど、今そのような状況の中でもし人的被害があった場合、町ではどのような対応をとるのかお伺いします。

企画政策グループ主幹 伊 山 英 貴 君

ご質問にお答えをいたします。

恐らく、6月4日、5日に催された「トナカイ観光牧場における子供のお披露目会」について のご質問かと思います。

こちらについては、まず柵の中にお客様たち、子供たち、保護者の方を入れて実施したわけですが、こちらについてはまずしっかりとした、もちろんコロナの関係もありますので手指消毒であったり、検温、また足元、しっかりと消毒をして、もう消毒槽に足をつけていただいて中に入っていただくと。実際に案内するのは我々も関わりましたし、飼育員さんも関わって、トナカイが普通に寄ってきたり周りにうろうろと歩いてはいるのですが、そこら辺につきましては十分な安全対策といいますか、余り寄り過ぎる場合はちょっと制するような形で、常に人が付いて、安全確認をしながら実施をしております。

また写真等々につきましては、これまでも取材、メディアもそうですけど、実際にその柵の中に入って撮影をしたり、写真撮影、映像も含めて取材としても受けている実態もございます。

また危険動物、こちらについては確か危険動物の規制が過去に、ちょっと年数忘れていますけど外れているという認識のもと、また防疫の関係もありますので家畜保健所のほうにも確認をしながら、どういう形でというご相談をした上で進めたことがございました。またこういった取組につきましては、実際初めての取組にはなるんですけど、これまで生まれた子供についてはなかなか外に出る時間といいますか、どうしても弱いので十分に飼養した上で出さなければいけ

ないので、生まれましたよというお話をしても、なかなかお目にかかる機会がないということでした。またコロナ渦において入場者数も減っております。少なからず会社のほうとしてもサービス向上という一端をこういった形で担えるのであれば、バックヤードツアーではないですけど何かしらの形で冬季以外にも集客につなげる取組み、若しくはそれが収入につながるようなことになればということで今回試験的にといいますか、試行的に町民の方を対象に実施をしたという経緯がございます。

それから携帯とかが壊れたらということではあるんですけど、あとは怪我の問題ですよね。怪 我に関しては、当牧場の施設において、保険を掛けておりますので最悪の事態、怪我をしてしま った場合についてはそちらのほうで対処するということにはなっております。

また壊れたとかっていうことになれば、それちょっと事情を伺いながらお話をして穏便にといいますか、お互いに納得できるような形で解決をしたいというふうには考えております。実際に、そういったその機械が壊れたとか、これまでもそうですけど、牧場の中でトナカイに餌をやりながらカメラで映像を撮ったりする方もいらっしゃいます。ですけど、そこでその機材が壊れただとかは今までありませんでした。以上です。

3 番斎賀弘孝君

初めての試みということで、サービス向上、それから収益がちょっとでも上がるようにという何かいろいろな試行錯誤の中で、今回初めてということをお聞きしましたが、気を付けてやってほしいと本当に思います。どういう過程かというのを今聞いてわかったんですけども、何事もないとは思うけど、もしかしたらのそのときのために備えて、いろいろ協議していただきたいなと思っています。

別の問題で先ほど我々と飼育員という話をしていたんですけども、今現在その飼育員という方は何人おられるのか。また今までお世話になっているというか、今もお世話になっているんですけど、恩田さんは今どういう立場でこの観光牧場のトナカイの面倒見ているのかお聞きします。

企画政策グループ主幹 伊 山 英 貴 君

お答えをいたします。

今現在、飼育員の方については常駐1名を必ず置くということで、そこについては今までどおりとなります。また、これまで関わってこられた恩田氏につきましてもフルにいるということはないのですが、だいたい2日に一遍ですとか、1日おきに来るとかという形でトナカイの状態を見ながら、適時、作業の指示であったり、状況に応じては一緒に作業をしたりということで、飼育員1人に対して恩田さんがフォローする、もちろん我々も何かあれば行くということはありますけど、なるべくその飼育員と恩田さんとで出来るような作業の中身にはしています。

群れを移動したりとかっていう、人をかけなきゃいけないときについては、我々もちょっとお 手伝いをするということはあるのですが、通常の管理等については飼育員 1 名でできる体制を 維持しています。以上です。

3 番斎賀弘孝君

わかりました。

最後に飼育員の方はずっとこれからも継続してやっていけいただけると思うんですけど、飼

育員の引継ぎとか、もし変わるのであれば、そういうのはどういう体制になっていくのかってい うことと、今現在のトナカイの頭数とこの1年で生まれたトナカイの数、亡くなったトナカイの 数っていうのがわかれば、最後に連絡ください。

企画政策グループ主幹 伊 山 英 貴 君

ご質問にお答えいたします。

まず人の引継ぎ、恐らく飼育員として従事されている方については、数年と言ったらあれですけど、しばらくの間は続けていただけるんだろうなと思います。またどうしてもその年齢に応じてそろそろもう無理かなという状態になった場合については、また改めて補充するような形で、穴をあけないような形を維持したいというふうに考えています。

また昨年から今年にかけての頭数の動きですよね。令和3年度については、43頭ということで6頭生まれて6頭死亡という実績です。また、令和4年度、こちらについては今のところ出生が7頭、死亡頭数が3頭ということで、47頭ということになっております。以上です。

議長高橋秀之君

ほかにありませんか。

4 番 植 村 敦 君

令和4年度の収支予算書の中で、住宅料27万3千円見ています。確か私の記憶では、あそこの住宅に入っておられた前教育長が出たということで、もともとの目的は会社ということの住宅だというふうに思っております。今後そういう形に戻すのか、またそうでなくて希望があれば誰か入れるということでこの減額の金額になっているのかお聞きします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の予算につきましては、昨年算定したものでございまして、当時はまだ入居がありましたので予算としてこの金額を上げております。支配人に関しましては、今トナカイの飼育は恩田さんにアドバイスいただきながら町内在住の方で対応しておりますので、差し当たって人員っていうふうにはありますが、支配人については今後も牧場を適切に管理する上で検討していきたいと思っております。

4 番 植 村 敦 君

あの住宅はどういう形で今後維持していくということなのか、もう一度お願いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

失礼いたしました。

現在は入居者がない状態、空きの状態ですけども、支配人さんを設ける場合にはあそこに入っていただくと。今、具体的な考え方というのは、これというものはないんですけども、施設自体はきちんと維持管理していきたいと考えております。

議 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、報告済みといたします。

ここで13時10分まで休憩します。

(11時57分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第9、諮問第1号及び日程第10、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は一括議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号の提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

法務大臣による人権擁護委員の委嘱にあたっては「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、市町村長が推薦する委員の候補者について議会の意見をお聞きしたのち、推薦手続きを行うことになっております。

諮問第1号の稲垣綋順氏につきましては、現在も幌延地区を担当していただいておりますが、 任期となっております令和4年9月30日を迎えるにあたり、引き続き人権擁護委員として推 薦いたしたく議会の意見を求めるものです。

稲垣綋順氏は平成19年4月1日から人権擁護委員に就任以来、人格識見高く、広く社会の実情に通じ人権の尊重に深く理解を示され、「稚内人権擁護委員協議会」副会長などの要職を務めてこられました。特に人権の花運動を通じて小中学生に対する人権啓発活動に力を注がれるなど、精力的に人権思想の啓発に努められていることから、人権擁護委員に相応しい方として再度推薦させていただこうとするものであります。

諮問第2号の高木由香氏につきましては、令和元年10月1日に人権擁護委員に就任され、その任期が令和4年9月30日に満期となることから、再度、人権擁護委員として推薦させていただくものです。

高木由香氏は、率先して参加している地域のボランティア活動を通じて、地域住民との交流や障害者施設の慰問などで高齢者や障害のある方たちのサポートを行うなど、人格識見高く、広く社会の実情に通じると共に地域事情に精通され、地域の人望も厚く人権の尊重に深く理解を示しておられます。人権擁護委員に就任されてからは、特に各学校での人権教室などを通じ、いじめ問題や子供の人権問題に積極的に取り組んでおり、人権擁護委員に相応しい方として再度推薦させていただくものであります。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君 これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号は、討論を省略し、いずれも適任 とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

日程第11、議案第1号「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」の件を議題 とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

議案第1号「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」提案理由を申し上げます。「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画」は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画で、策定にあたっては「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただいているところではありますが、この度、計画の一部を変更することといたしました。計画の変更にあたりましては、同法第8条第7項の規定に基づき「北海道」と事前協議を行い、令和4年5月17日に異議ない旨協議が整ったことから本定例会において議決をお願いするものであります。

それでは、別紙 「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画(変更)」表に基づき、変更の内容について御説明いたします。

今回の変更は新たに事業を1件追加するものであり、事業の内容につきましては、「幌延町総合体育館」において建設時の設置以来40年以上を経過し老朽化が著しい非常用発電機キュービクル及び給排水管設備を更新することにより、避難所機能の強化及び衛生環境の改善を図ることを目的に「区分8教育の振興」「事業名(3)集会施設、体育施設等」に「総合体育館自家用発電機等整備事業」を追加するものです。本事業を計画に搭載のうえ過疎債を有効活用することにより町民の暮らしの充実を図るため、「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画」を変更することといたします。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君 これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題とします。

議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上 げます。

問寒別・上問寒・中問寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年間の計画で「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき既に議会の議決をいただいているところですが、計画の内容を一部変更する必要が生じましたので、同条第8項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。整備計画書の内訳により説明申し上げますので、4枚目の別添3「公共的施設の整備計画内訳」をご覧ください。

今回の内容変更につきましては事業費の変更が4事業、新たに追加が1事業で、表内の上段に 記載している括弧書きが変更後の金額となります。

始めに、事業費の変更については「問寒別地区草地畜産基盤整備事業」「問寒別地区農業用水 道施設改修事業」「問寒別地区道営畑地帯総合整備事業」及び「個別排水処理施設整備事業」の 4事業です。

次に、新たに追加する事業については、施設名が通学施設の「スクールバス整備事業」で、問寒別地区を運行する10人乗りの「こざくら号」を更新し、スクールバスの安全な運行を確保するため、事業費は400万円で「辺地対策事業債」は340万円を予定しております。整備計画期間中の合計は、事業費が18億8,537万4千円、「辺地対策事業債」の予定額は13億6,640万円となります。この計画に基づいて発行する「辺地対策事業債」は後年度において元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債となります。なお、この計画変更に係る「北海道知事」との協議につきましては、令和4年5月26日付けで協議が整っていることをご報告申し上げます。

以上、議案第2号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由の説明 といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君 これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第3号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第3号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」が令和4年4月1日から施行されたことに伴い「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例において引用する条項にずれが生じたことから改正するものであります。それでは配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第1条において引用する「租税特別措置法施行令」第28条の9第10項について、第28条の9第10項第1号とする改正が行われたことから本条例においても同様に改正するものであります。

次に附則でありますが、この条例は公布の日から施行し令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第3号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定 資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明とい たします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第4号「幌延町空家等対策協議会設置条例の制定について」の件を議題とし

ます。

議案第4号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第4号「幌延町空家等対策協議会設置条例の制定について」提案理由を申し上げます。

本町におきましては、近年、転出に伴う空家の増加や所有者等による管理がなされていない空家が散見されるなど、空家等対策の必要性が年々増してきていることから、国の制度等を活用しながら、先を見据えた空家等対策を推進するため、空家等対策計画の策定や正管理条例の制定について協議を行い、計画実施後は特定空家等の判断や建築物の所有者に対する措置内容等についても協議する法定の協議会を設置したく、新たに「幌延町空家等対策協議会設置条例」を制定しようとするものであります。それでは各条ごとにご説明いたします。

まず第1条では、この協議会は「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項に基づき設置することを規定しております。

第2条では、この条例において使用する用語の定義について、法第2条に準ずることを規定しております。

第3条では、協議会における協議事項について規定しており、空家等対策計画に関すること、 空家等の適切な管理促進に関すること、特定空家等に対する措置の実施に関することが主な協 議内容となっております。

第4条では、協議会の組織について規定しており、町長のほか法第7条第2項の規定に基づき、「地域住民」「議会議員」「各方面の学識経験者」など8名以内の委員をもって構成することとしております。

第5条では、「町長」を「会長」とし、「副会長」は委員の中から指名することを規定しております。

第6条では、会議の開催について規定しており、召集の方法や議決の方法について定めております。

第7条では、委員の除斥等について規定しており、自己に関する事案や当該者に直接利害関係 がある場合は除斥されることなどを定めております。

第8条では、委員の報酬や費用弁償について規定しております。

第9条では、委員や会議に出席を求められた者に対する守秘義務について規定しております。 第10条では、協議会の庶務については「住民生活課」が処理することを規定しております。 最後に、第11条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項については協議会において 定めることを規定しています。

次に附則でありますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第4号「幌延町空家等対策協議会設置条例の制定について」の提案理由の説明とい たします。

- 議 長 高 橋 秀 之 君 これより質疑を行います。
- 3 番斎賀弘孝君

「幌延町空家対策協議会」設置したら、この場所で行政代執行っていうのができるようになる

んですか。それとも行政代執行はこの条例がなくても自治体が行うことができるのですか。 住民生活課長 古 草 勝 君

お答えいたします。

行政代執行につきましては、法律においても定められた行為ではございますけども、この計画においてどういった場合に適用できるのかとか、そういったことの詳細を今後協議会のほうで詰めていただいて、その計画の中で詳細を明らかにしていこうと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第15号、議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」日程第16、議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規則の変更について」日程第17、議案第7号「北海道市町村総合事務組合規則の変更について」の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第5号から議案第7号までの3件は一括議題とします。

議案第5号から議案第7号までの提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

ただいま一括議題となりました議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」及び議案第7号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町が加入しています「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」に新たな組合が設立され、加入したことに伴い、各組合規約を変更する必要が生じましたので、この規約変更にあたっては「地方自治法」第286条第1項の規定により各組合加入している「地方公共団体」の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

新たに加わる構成団体についてですが、障がい福祉行政の高度化や専門的な対応を図ること

を目的に上川管内の「当麻町」「比布町」「愛別町」及び「上川町」の4町で構成し、令和4年4月1日付けで地方自治法に基づき「北海道」より設立の許可を受けられた「上川中部福祉事務組合」でございます。

それぞれの附則につきましては、許可のあった日から施行する規定となっております。 以上、議案第5号、議案第6号及び議案第7号についての提案理由の説明といたします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第7号までの3件は、討論を省略し、原 案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第8号「令和4年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。 議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第8号「令和4年度 幌延町一般会計補正予算第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、地域生活圏の維持に向けた支援、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に対応した子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する給付金、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種経費、農業生産基盤の更新等に対する支援、老朽化により破損した道路横断管の改修、総合体育館の非常用発電機等の整備に向けた所要額など緊急な課題に対応するための予算を計上しております。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,477万5千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を48億3,477万5千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、18款「繰入金」7,400万円の増、19款「繰越金」4,194万6 千円の増、21款「町債」1,910万円の増などで、歳入合計1億3,477万5千円の増額 補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款「総務費」1,633万2千円の増、3款「民生費」883万1千円の増、6款「農林水産業費」5,571万3千円の増、8款「土木費」3,341万8千円の増、10款「教育費」1,539万3千円の増などで、歳出合計1億3,477万5千円

の増額補正です。

第2条「地方債」の補正ですが、4ページをお開きください。

道路メンテナンス補助事業の内示があり「国庫補助金」が減額になったことから「橋梁長寿命化改修事業」の地方債限度額3,440万円を3,630万円に、道路改良工事に伴う「下水道管路改修事業」の実施により「下水道施設改修事業」の地方債限度額1,220万円を1,650万円に補正することとし、新たに「総合体育館自家用発電機等整備事業」1,290万円を追加することによりまして、地方債限度額の合計は6億2,690万円が6億4,600万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

10ページをお開きください。

2款1項2目「自治振興費」では「幌延町農業協同組合」が実施する「問寒別給油所」の新設に対して「問寒別地区」の集落機能維持を図るため「地域生活圏維持支援事業」1,641万2千円の新規計上です。3款1項1目「社会福祉総務費」では、国の施策であるコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」100万6千円、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」304万4千円の新規計上です。なお、子育て世帯生活支援特別給付金については、国が低所得の子育て世帯に対して児童一人当たり5万円を給付する制度ですが、これに加え「北海道」が児童一人当たり1万円を上乗せすることとなりましたので、本給付金の対象世帯に対して児童一人当たり6万円を給付することとし、予算が不足する場合には予備費等により対応する予定です。

12ページをお開きください。

3款2項1目「児童福祉総務費」では、過年度分の子育て世帯等臨時特別支援事業費等の確定により国庫補助金を返還する必要が生じたため「児童福祉管理費」678万7千円の増です。4款1項2目「予防費」では、60歳以上及び基礎疾患を有する方を対象に4回目のワクチン接種に要する経費として「新型コロナウイルスワクチン接種事業」380万9千円の増です。6款1項2目「農業振興費」では「幌延町農業協同組合」の組合員で農業を経営する個人又は法人が実施する生産施設の補修や機械装置の更新に対する支援として「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」4,500万円、「幌延町農業協同組合」が実施する牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取り組みに対する支援として、幌延町牛乳・乳製品消費拡大促進事業」375万円の新規計上です。

14ページをお開きください。

6款1項3目「畜産業費」では配合飼料価格の高騰が続く中、自給粗飼料の生産・利用拡大を図り、飼料費の低減による経営の安定化、持続可能な農業経営の取り組みを促進するため、草地更新等に係る牧草種子購入費に対する支援として「幌延町草地生産性向上対策事業」500万円の新規計上です。8款2項1目「道路維持費」では、道路に埋設しているコルゲート製の横断管が老朽化により破損したことに伴い道路の一部が陥没したため、道路横断管の改修に要する経費として「町道上問寒10号線道路横断管改修事業」2,979万9千円の新規計上です。

16ページをお開きください。

8款3項2目「下水道費」では、道路改良工事に伴う「下水道管路改修事業」の実施に要する

経費に対して「下水道事業特別会計」への「繰出金」389万9千円の増です。

10款4項7目「体育館費」では「総合体育館」の非常用発電機は屋内消火栓設備を稼働させることを目的に設置していますが、「総合体育館」は避難所としても利用することから、有事に備えて照明や暖房等に要する必要最低限の電力を確保する必要があるため、令和4年度に非常用発電機等改修工事の実施に向けて「総合体育館自家用発電機等整備事業」1,293万3千円の新規計上です。

次に歳入ですが、8ページをお開きください。

14款2項2目「民生費国庫補助金」では、国の施策により実施する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」100万6千円、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」304万4千円の新規計上です。14款2項4目「土木費国庫補助金」では、国庫補助金の内示があり減額が見込まれたため「社会資本整備総合交付金」627万円、「道路メンテナンス補助事業」186万円の減です。18款「繰入金」では「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」の財源として「ふるさと創生基金繰入金」4,500万円の増、「町道上問寒10号線道路横断管改修事業」の財源として「公共施設等整備基金繰入金」2,900万円の増です。19款「繰越金」では、収支不足の財源として「繰越金」4,194万6千円の増です。令和3年度決算見込みにおける繰越額については「繰越明許費」分を除いた純繰越金が1億3,400万円程度になることから、

「繰越金」の当初予算額と今回の補正財源を除きますと、5, 200 万円程度が今後の留保財源になると見込んでいます。21 款「町債」につきましては、第2 条「地方債の補正」で説明していますので省略いたします。

以上、議案第8号「令和4年度幌延町一般会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

ありませんか。

7 番西澤裕之君

11ページの「民生費」についてお伺いいたします。

先ほど課長の説明で「子育て世帯生活支援特別給付金」と「住民税非課税世帯」の説明がございました。予算が足りない場合「予備費」で対応しますというお話だったんですけれども、対象が決まっていて国、道から予算措置されるというお話だったので、その足りない場合というのはどういう場合なのかの説明と、あと13ページの「新型コロナウイルスワクチン接種事業」の委託料について、ワクチン接種業務を委託しているということなのか、その2点お伺いします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまのご質問ですけれども、まず 1 点目の子育て世帯の生活支援特別給付金の給付事業

につきましては、当初予算積算の段階で、道の1万円分の上乗せというような話がある前の状態の国の5万円という部分で対象児童20名ということで積算をし、給付金、児童1人5万円に20名ということで、100万円という予算を計上させていただきました。そこに道が1万円を上乗せして、その実施主体は市町村にということになりますので、市町村予算のほうで6万円支給しなければならないということで、20名で予定していたところが、16名分の予算になってしまうということにはなりますけれども、現段階の対象児童数として、6月1日時点での課税状況を確認した時点では予算は足りるという見込みではありますけれども、対象世帯の中には1月1日以降収入が急変し、非課税世帯相当の収入に減少したという世帯についても対象ということで、そこについては申請があっての審査ということになりますので、そういうような世帯があった場合には当初の予定していた100万円の中で足りない可能性もあるということから、そういう場合には予備費を活用して支給をさせていきたいというようなことで説明をさせていただいたところです。

また衛生費のほうの予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種業務の委託料ですけれども、この委託につきましては接種 1 人 1 回当たりの接種費用というのは決められておりまして、そちらについては接種した医療機関等に支払いすることになります。本町の町民も、町外で接種した場合についてはそちらのほうに接種費用を払うということになりますけども、この委託契約等につきましては都道府県で一体的な契約を結んでいるということから、国保連等を通じて支払いということで、予算としては委託料ということで計上させていただいているということになります。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君 わかりました。

今課長の説明では、1月1日以降に所得が減少してって対象になる人が申請するというお話だったんですけれども、そういう世帯にはこちら側から対象になりますよという声掛けというようなものはするのですか。申請を待って給付するということだったので、その対象になっているかどうかっていうのはその世帯に対してのお知らせみたいなのはどういうふうになるのですか。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

対象世帯等につきましては、こちらのほうで把握することが 1 月 1 日以降の収入がどうなっているかというところですので、そちらのところにつきましては告知端末機等を使って全町的に対象世帯の周知を行って、該当になる方については申請をしていただきたいと。自分が対象になるのかどうかっていうところが不明な点についても、お問合せをいただきながら審査して決定していくというような流れになるということになります。

議 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

「農林水産業費」で今回新たに「農業振興費」とそれから「畜産費」で補助が今決まろうとしています。

これ決まった暁にはどうやって、酪農家、農業をやっている皆さんに情報をいち早くお知らせ するのか、その過程を教えてください。

産業振興課長 山 本 基 継 君

農業者の皆様につきましては、ホームページ、広報等を通じてお知らせするほか、個別にこういう事業がありますよっていうのも、送るのもいいかなと思うんですけれども、その辺、担当の者と相談しながら十分事業の内容が浸透するように気をつけて周知していきたいとは考えております。以上です。

議 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第9号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川 実 樹 君

議案第9号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号」についての提案 理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、感染症対策関連経費及び建築基準法上、備えなければならない診療所設備の一部修繕に係る歳出予算と、新型コロナウイルスワクチン接種に係る歳入予算を調製するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億8,300万円にしようとする ものです。また、第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額」は「事項別明細書」によ りその概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

1款1項1目「診療所費」ですが、説明欄の黒丸「診療所業務費」では、院内感染防止対策の

ため、医療廃棄物用ごみ箱及び専用スタンド13台を購入するもので、「医療器械器具費」で27万1千円を増額しようとするものです。設置場所は「外来診察室」「発熱用外来診察室」「検査室」等を予定しております。次の黒丸「診療所管理費」では、今年の4月に実施した特殊建築物等定期調査の結果、外来及び病棟廊下の非常照明バッテリーの劣化が進行しており取替えが必要と指摘を受けましたので、15か所分取替えするもので、修繕料で41万8千円を増額しようとするものです。1款1項2目「医師業務強化費」は、追加の新型コロナウイルスワクチン接種等に伴う民間医師のスポット的派遣に要する費用として「手数料」で37万3千円を新規計上しようとするものです。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

5款1項1目の「診療受託収入」につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る受託収入で、ワクチン接種の実施主体である町から接種を実施する国保診療所に支払われる委託料分を診療受託料として見込み、323万4千円を増額補正しようとするものです。3款1項1目の「一般会計繰入金」につきましては、この度の補正の調整により、217万2千円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第9号の提案理由の説明といたします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第10号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第10号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第10号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は「地域包括支援センター」が実施する一般介護予防事業の講師派遣方法

等を見直すため経費を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」は歳入歳出それぞれ既定の予算総額から9万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,525万円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は「保険事業勘定」が2億2,727万8千円となり、「介護サービス事業勘定」は現行予算額とおりの797万2千円です。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、「事項別明細書」により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

「保険事業勘定」の歳出ですが、3款2項1目「一般介護予防事業費」で「一般介護予防事業」として実施する「運動機能向上事業」の講師として予定していた健康運動指導士等が所属する事業所の廃業により講師派遣を含む業務委託から個人への従事依頼とするため、「委託料」106万2千円を減額し「謝礼」93万8千円を増額補正しようとするものです。6款1項1目「予備費」につきましては、この度の補正の調整により3万円の増額補正です。

次に歳入でありますが、6ページにお戻りください。

歳出の「一般介護予防事業費」の補正に伴い、それぞれ定められた負担率に基づき補正しようとするもので、2款2項「国庫補助金」で3万1千円の減、3款1項「支払基金交付金」で3万3千円の減、4款2項「道補助金」で1万5千円の減、6款1項「一般会計繰入金」で1万5千円の減額補正です。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議 長高橋秀之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第11号「令和4年度下水道会計特別会計補正予算」の件を議題とします。 議案第11号についての提案理由の説明を求めます。 建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第11号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算第1号」について提案理由を申 し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、施設整備費の増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ1,659万9千円を増額し、歳入歳出の総額を2億3,728万3千円にしようとす るものであります。第2項の「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、6ページ以降の「歳 入歳出補正予算事項別明細書」の説明により代えさせていただきます。

第2条の「第2表地方債補正」でありますが、4ページをお開き願います。

起債対象事業の施設整備費が増額となりましたので、「下水道事業債」の「下水道施設改修事業」の限度額1,220万円を1,660万円とし、440万円増額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

10、11ページをお開き願います。

1款1項1目「一般管理費」の一般職給料20万円、共済組合負担金2万円の減は起債対象事業費の増額により、事業費支弁分として減額補正するものであります3目「施設整備費」の一般職給料20万円、共済組合負担金2万円の増は、起債対象事業の増額により事業費支弁分として増額補正するものであり、委託料につきましては、下水道管の改修に係る詳細設計を行う事を目的に「下水道管路改修工事詳細設計業務」1,659万9千円を新規に計上するものであります。

次に歳入でありますが、8、9ページにお戻り願います。

3款1項1目「下水道費国庫補助金」830万円の増は、歳出予算で新規に計上いたしました「下水道管路改修工事詳細設計業務」について、国の「社会資本整備総合交付金」の対象事業となることから増額となるもので、4款1項1目「一般会計繰入金」の増は、歳出予算の増額補正に伴い繰入金が増額となるものであります。7款1項1目「下水道事業債」の「下水道施設改修事業」につきましては「第2表・地方債補正」でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上、議案第11号の提案理由の説明といたします。

議長高橋秀之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22、意見案第1号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出」についての件を議題とします。

意見案第1号についての提案理由の説明を求めます。

5 番 無量谷 隆 君

意見案第1号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める 意見書」について、提案理由を申し上げます。

「北海道」では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備 事業や治山事業等を活用し、森林整備の取り組みを進めてきたところであります。

今後は活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林関連産業によるグリーン成長の実現に向けた施策の充実・強化を図ることが必要として、意見書に書かれております2つの事項が実現されるよう国に対し強く要望するものであります。

以上、本案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。 議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より 次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、事案について道内外の関係機関に議員を 派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進要望及び議員の研修、

各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。 お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定いたしました。

日程第24、発議第2号「閉会中の継続調査」についての件を議題とします。

令和4年6月6日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。 これにて、令和4年第3回幌延町議会定例会を閉会します。 御苦労さまでした。

(14時09分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 1番 高橋秀明

署名議員 2番 佐 藤 忠 志

以上、記録する。

主

任 横 山 薫